その他

ストップ風しん 無料抗体検査

風しんは妊娠初期の女性がかかると、生まれてくる赤ちゃんにも感染し、**先天性風しん症候群**という病気にかかることがあります。

家族で風しん抗体検査を受けましょう。

詳細な情報は高知県ホームページをご覧ください。

HP http://www.nanbyou.or.jp

【対象】 高知県内に住所を有する方で、妊娠を希望する女性や同居の方

【実施期間】
平成29年1月31日まで

【実施場所】 高知県から委託を受けた医療機関

【検査費用】 無料

※風しんの予防接種への助成ではありません。

【問い合わせ先】
高知県健康対策課
☎088・823・9677
中央東福祉保健所衛生環境課
☎53・3171

水道メーターの取り替えにご協力を！

水道メーター（量水器）は計量法により有効期間が8年間と定められています。

本年度期限を迎えるメーターを、市の指定給水装置工事事業者が交換します（費用負担はありません）。

対象の方には、事前にお知らせしますので、ご協力をお願いします。

【実施予定期間】
7月中旬～12月中旬

【問い合わせ先】
環境上下水道課
☎53・3110

B&G海洋センターで泳ごう（香北町吉野）

【期間】 7月1日（金）～8月31日（水）

【利用時間】 13時～17時、18時～21時

【休館日】 月曜日（台風の場合や水温が24℃以下のときなど、閉館または臨時休館する場合があります）

【臨時休館日】 市水泳大会等のイベントを開催する場合、臨時休館します。

【料金】 大人＝320円・小中学生＝160円・幼児＝100円

※団体（20人以上）は2割引き

【その他】
◆閉館30分前に受付終了
◆水泳帽を必ず着用
◆ロッカー使用には10円玉が必要（利用後に返金）

【問い合わせ先】
香北B&G海洋センター
☎59・2340

医療費の限度額適応制度

入院や外来診療を受けた場合、**限度額適用・標準負担額減額認定証**もしくは**限度額適用認定証**を医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります（保険適用外分を除く）。

自己負担限度額と食事代（標準負担額）は所得区分で違います。

詳しくは3月に保険証と一緒に送付した**国保のしおり**をご覧ください。

【問い合わせ先】
市民保険課☎53・3115

個別検診できます 子宮頸がん・乳がん検診

子宮頸がん・乳がん検診が高知県内の指定医療機関で受診（個別検診）できます。ただし、平成27年度中に香美市が行った子宮頸がん・乳がん検診を受診していない方が対象です。

ご希望の方は、健康介護支援課健康づくり班までお申し込みください。個別検診用の受診案内をお送りします。

【対象】
◆子宮頸がん＝20歳以上の方
◆乳がん＝40歳以上の方

【料金】
◆69歳以下の方＝千円
◆70歳以上の方＝300円

※平成29年3月31日時点の年齢

【実施期間】
平成29年1月31日まで

【問い合わせ・申込先】
健康介護支援課健康づくり班☎52・9282

緊急用ヘリコプター搬送費用は必要？

緊急用ヘリコプター（ドクターヘリ・防災ヘリ）で病院へ運ばれた際は、救急車と同じで、搬送費用は請求されません。ただし、ヘリ内の治療費は、病院と同じで請求されます。

【問い合わせ先】
防災対策課☎52・8008

熱中症の予防と対策を！

気温が高く、熱中症に注意が必要な時期です。予防と対策を心掛けましょう。

①暑さを避ける

日陰を歩いたり、日傘を利用しましょう。気温・湿度ともに高い日は、特に注意が必要です。適度にクーラー等も利用しましょう。

②服装を工夫

通気性の良い服を着て、外では帽子を着用しましょう。

③こまめな水分補給

室内でもこまめに水分補給をしましょう。アルコールでは尿の量が増えるので、水分補給になりません。就寝前の水分補給も大切です。

④体調を整える

体調が悪いときは外出や運動を控えましょう。

【問い合わせ先】
健康介護支援課健康づくり班☎52・9282

携帯電話の新しい電波でテレビ映像に影響の恐れ

8月4日（予定）から市内の一部地域で、携帯電話の新しい電波利用が開始されます。これにより、テレビ映像に影響が出る恐れがあるため、対象のご家庭には7月中旬からチラシを配布します。映像が乱れるなどの影響が出た場合は、無償で回復作業を行います。

【問い合わせ先】
700MHzテレビ受信障害対策コールセンター
☎0120・700・012
※9時～22時受付（年中無休）

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況（平成27年度）

市役所の情報公開制度の運用状況と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

【問い合わせ先】 総務課　☎53－3112

情報公開制度の運用状況

公開請求件数	処理状況		左のうち不服申立
139			
（内訳）	公開	116	0
市長部局 111	部分公開	17	0
教育委員会 12	非公開	4	0
選挙管理委員会 2	取り下げ	2	0
消防 2	不受理	0	0
水道事業管理者 12			

個人情報保護制度の運用状況

項目		件数
個人情報業務登録数		439
目的外利用した件数		1,387
外部への情報提供		2,100
個人情報の本人からの請求		
開示請求		2
（内訳）	開示	2
	非開示	0
不服申立		0
訂正請求		0
削除請求		0
中止請求		0
苦情・相談件数		0

【情報公開制度】
行政機関が作成した文書の開示を求めることができる制度です。

【個人情報保護制度】
他課の情報を利用する目的外利用や、警察署や税務署等の官公庁等に個人情報を提供する外部への情報提供は、個人情報保護条例に基づくものでなければなりません。また、市に対して、本人の個人情報の開示を請求することや（開示請求）、開示を受けた個人情報の訂正や利用中止を請求することなどもできます（訂正請求・利用中止請求）。

国民年金♪

平成28年度の国民年金保険料は
月額16,260円です

納付期限を守りましょう

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付のほか、便利でお得な口座振替もあります。

国民年金保険料を未納のまま放置すると、督促状が送付されます。さらに、督促状で指定された期限までに納付がない場合、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方※の財産を差し押さえることもありますので、早めの納付をお願いします。

また、保険料を納め忘れている状態で、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

※納付義務者とは、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主のことです。

保険料を免除・猶予する制度

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる**保険料免除制度**や**納付猶予制度**※があります。

※平成28年7月1日から、制度改正により対象年齢が30歳未満から50歳未満に変更されました。

平成28年度の免除等の申請は、7月1日から受け付けを開始します（対象期間は平成28年7月分から平成29年6月分まで）。

申請は市民保険課および香北支所・物部支所で受け付けています。

また、平成26年4月の国民年金法改正により、2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。経済的な理由で保険料を納付することが困難になっていたものの、申請を忘れていたために未納期間が残っているなど、該当する可能性のある方は、市民保険課または南国年金事務所へご相談ください。

【問い合わせ先】
南国年金事務所　☎088－864－1111
市民保険課国民年金係　☎53－3115